

第4次島田市男女共同参画行動計画の策定について（案）

1. 計画策定の目的と見直しの方向性

- ・平成31年3月に策定した「第3次島田市男女共同参画行動計画」（以下「第3次行動計画」）が令和5年度末で終了となる。
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進していくため、令和6年度から5年間の計画とする「第4次島田市男女共同参画行動計画」を策定する。
 - ・計画の策定にあたっては、前計画の考え方を基本に、国の第5次男女共同参画基本計画（2020～2025）及び県の第3次静岡県男女共同参画基本計画（2021～2025）で強調している点や、島田市男女共同参画推進委員会での意見、第3次行動計画の施策の取組の中で明らかになった課題や住民アンケート調査の結果を踏まえ見直すものとする。
 - ・現在の第3次行動計画の記載事業が106事業となっており、進捗をはかっている上で非常に煩雑になっている。内容が被っている事業、男女共同参画推進のための必要性を再検討すべき事業がいくらかあると考えられるため、事業の重要度等の再確認及び統合の検討等を行っていく。
- ※具体的には、進捗管理のための実施計画作成及び目標値・指標設定を工夫する必要がある。それらについては、「4. 目標値・指標について」を参照。

2. 計画の位置づけ

- (1)男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画とする。
- (2)国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し、策定する。
- (3)第2次島田市総合計画や、他の関連計画との整合を図る。
- (4)第3次行動計画から引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定める市町村基本計画として位置づける。
- (5)第3次行動計画から引き続き、平成27年施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に規定されている市町村推進計画として位置づける。

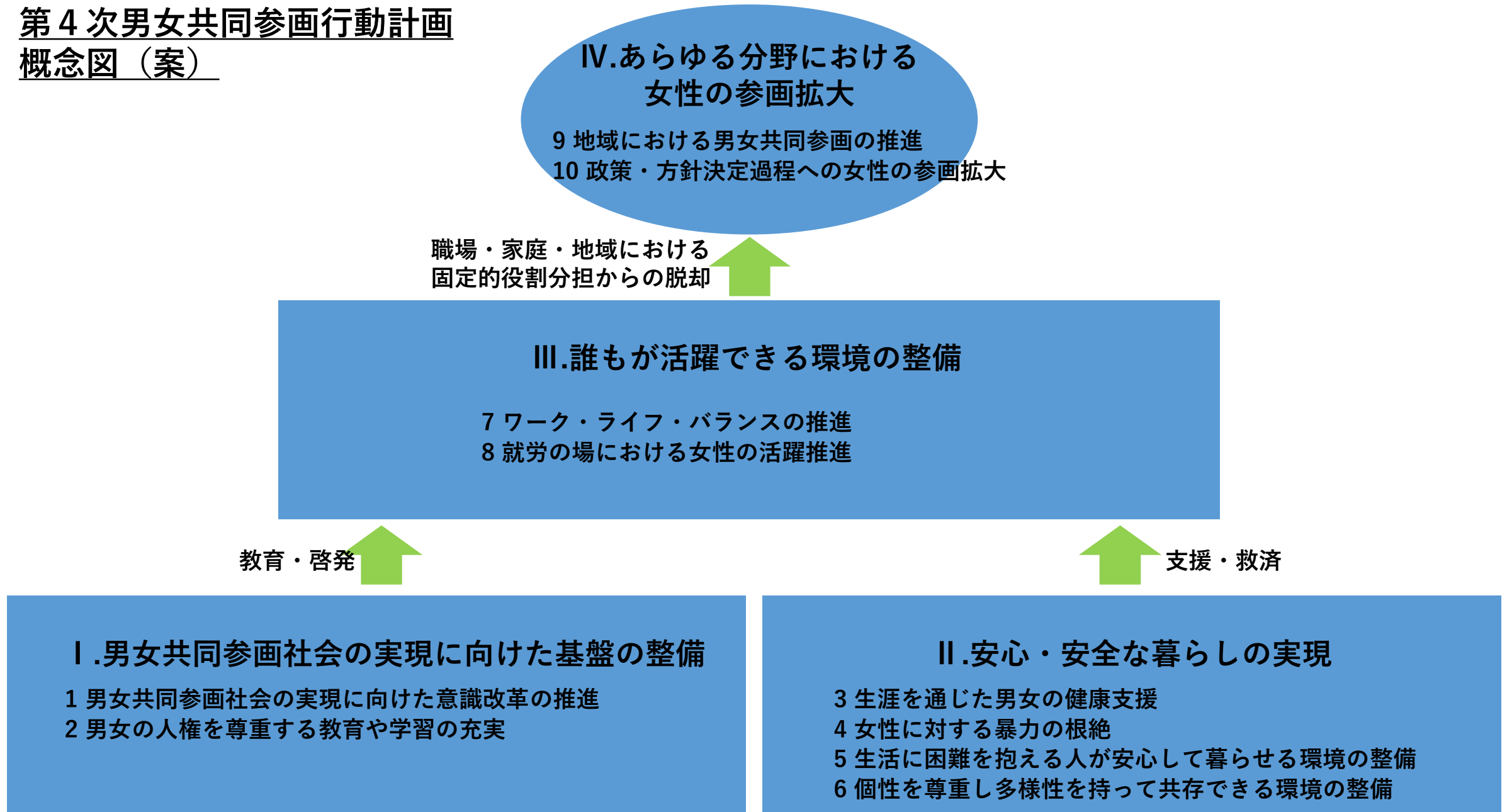
3. 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

4. 目標値・指標について

- ・各施策単位での進捗を計るため、実施計画書を作成し、目標値及び指標を設定する。
 - ・実施計画書では、基本的施策及び施策の方向性において、目標設定事業と指標を設定する。
- ※個別施策ごとの目標値・指標は設定しない。
- ・現在の事業ベースで事業の重要度をつけ、特に重要な事業について目標値等設定を検討する。

第4次男女共同参画行動計画 概念図（案）



第4次 島田市男女共同参画行動計画体系図(案)

【案】

区分	基本的施策／施策の方向性	第3次
I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<p>《基本的施策 1》男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進</p> <p>施策の方向性(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供 施策の方向性(2) 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策の展開 施策の方向性(3) 男性にとつての男女共同参画の理解の促進 施策の方向性(4) 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進</p> <p>【基本的施策の概要】男女共同参画の啓発全般。性別役割分担意識を取り除くための取り組み。無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)への対応等。</p>	施策8
	<p>《基本的施策 2》男女の人権を尊重する教育や学習の充実</p> <p>施策の方向性(1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実 施策の方向性(2) 家庭、地域、職場における男女平等の啓発・学習機会の提供</p> <p>【基本的施策の概要】学校などにおける男女平等への意識や、人権意識の学習について。</p>	施策9
II. 安心・安全な暮らしの実現	<p>《基本的施策 3》生涯を通じた男女の健康支援</p> <p>施策の方向性(1) ライフステージに応じた健康支援 施策の方向性(2) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供</p> <p>【基本的施策の概要】性別に寄らず、また性別特有の健康支援や、性と生殖に係る啓発・情報提供について。</p>	施策5
	<p>《基本的施策 4》女性に対する暴力の根絶【DV防止対策基本計画】</p> <p>施策の方向性(1) 女性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実 施策の方向性(2) 相談体制の充実 施策の方向性(3) 被害者の安全保護と自立支援</p> <p>【基本的施策の概要】女性に対する暴力、DVに関する啓発、相談業務について。また相談後の安全確保や自立支援について。</p>	施策6
	<p>《基本的施策 5》生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>施策の方向性(1) ひとり親家庭等への支援 施策の方向性(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援</p> <p>【基本的施策の概要】ひとり親家庭、高齢、障害等、さまざまな困難を抱える人々への生活支援について。</p>	施策7
	<p>《基本的施策 6》個性を尊重し多様性を持って共存できる環境の整備</p> <p>施策の方向性(1) 多様な性のあり方を前提とした環境整備、性の多様性に関する理解促進 施策の方向性(2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進</p> <p>【基本的施策の概要】性の多様性に関する意識啓発、パートナーシップ制度等の普及、啓発、より一層の推進等</p>	新規
III. 誰もが活躍できる環境の整備	<p>《基本的施策 7》ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】</p> <p>施策の方向性(1) 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実 施策の方向性(2) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進</p> <p>【基本的施策の概要】男女問わず働きながら子育てをできる体制のための支援。また、男性のケアワークへの参画促進。</p>	施策1
	<p>《基本的施策 8》就労場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】</p> <p>施策の方向性(1) 長時間労働の削減等働き方改革の推進 施策の方向性(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進 施策の方向性(3) 女性の就労支援や起業支援 施策の方向性(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進</p> <p>【基本的施策の概要】女性が就労場で能力を適切に発揮できるような労務環境の整備。</p>	施策3
IV. あらゆる分野における女性の参画拡大	<p>《基本的施策 9》地域における男女共同参画の推進</p> <p>施策の方向性(1) 地域活動における男女共同参画の推進 施策の方向性(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進</p> <p>【基本的施策の概要】自治会、コミュニティ組織、防災分野等の地域活動における男女共同参画の推進。</p>	施策4
	<p>《基本的施策 10》政策・方針決定過程への女性の参画拡大【女性活躍推進計画】</p> <p>施策の方向性(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用 施策の方向性(2) 職場における女性の積極的登用 施策の方向性(3) 地域や各種団体における女性の参画促進 施策の方向性(4) 女性の人材育成</p> <p>【基本的施策の概要】審議会等や職場、地域団体等で政策方針決定に関わる役職(会長等役員)における女性登用の推進。</p>	施策2

【第3次行動計画からの主な変更箇所】

・基本的施策の順番は、県の第3次男女共同参画基本計画になら
 い、作成。区分の序列を以下のとおり4つに再編成(第3次行動計画
 は3つ)。

- I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(基本的施策1
 ~2)
- II. 安心・安全な暮らしの実現(基本的施策3~6)
- III. 誰もが活躍できる環境の整備(基本的施策7~8)
- IV. あらゆる分野における女性の参画拡大(基本的施策9~10)

・基本的施策6「個性を尊重し多様性を持って共存できる環境の整
 備」の追加。

・国際的な協調部分を、基本的施策から削除。施策の方向性の各項目
 目は、基本的施策1と基本的施策6に統合。
 ※1(4)国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進、6(2)国際
 交流等を通しての多様な価値観の理解促進をそれぞれ追加。

・女性活躍推進計画は、基本的施策7・8・10にそれぞれ分割。

・基本的施策4をDV防止対策基本計画として位置づけ(現行計画の
 施策6と同様)。

第4次島田市男女共同参画行動計画 策定スケジュール(案)

事業名		10月			11月			12月			令和5年1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			令和6年1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
会議	推進委員会				第2回									第3回									第1回						第2回															第3回											
	推進会議										第2回						第1回									第2回						第3回									第4回														
	幹事会							第2回						第1回									第2回						第3回									第4回																	
策定作業	第3次計画進捗状況調査																																																						
	他市町調査	●	→	→	→	→	→																																																
	職員アンケート							●	→	→	→																																												
	市民アンケート																									●	→	→	→																										
	第3次計画実績評価																																																						
	基本的施策・施策の方向性の検討							●	→	→	→	→																																											
	担当課ヒアリング																																																						
	第4次計画実施事業調査																																																						
	計画策定の方向性、骨子作成	●	→	→	→	→	→																																																
	計画案作成							●	→	→	→	→																																											
	第4次計画実施事業再調査																																																						
	最終案作成																																																						
	パブリックコメント																																																						
計画作成																																																							
印刷製本																																																							

【令和4年度関係会議での協議予定内容】

- ・第2回推進委員会
- 令和3年度実績に基づく事業ヒアリング。行動計画策定にかかるスケジュール、方針についての報告(第1報)
- ・第2回推進会議幹事会、推進会議
- 行動計画策定にかかるスケジュール、方針、計画骨子案についての協議
- ・第3回推進委員会
- 行動計画 骨子案の協議

【令和5年度関係会議での協議予定内容】

- ・現状と課題についての協議
- ・計画案の作成、確認について
- ・計画書の作成、確認について
- ・パブリックコメントの実施について
- ※庁内会議→推進委員会の順で、協議を重ねていく。庁内会議については、第3回・第4回で項目や事業調整、及び各所属の最終確認を行っていくために、推進委員会よりも1回多く開催予定。
- ・実施計画書の検討と作成について